

努力シテ居ル志摩村、牛尾内氏ヲ編入シテ、會社ノ  
批戦ニ對スル莫ニ於テ今夜、實船南ニシテ目ノ目、其ノ入ル正  
樂者ニ於テ協議會ヲ開キ度イカテ、進ンテ出席シテ下サ  
別記第一ノ辨 (寫)

一、今後如何ナル會社制ノ、(正)進ニ進出スルト云々等ハ、(西)部  
交通、労働同盟ニ加盟ヲ誓フコト

二、今後運動上ニ於ケル犧牲者ヲ出サ、ルコトヲ會社ニ交  
渉、委員ヲ選ヒテ要求スルコト

三、組合ヨリ絶對ニ會社ニ批戦セサルコト  
但シ一端批戦セラレタル場合ハ死力ヲ盡シテ吾等ノ使  
命ヲ先フスルコト

四、發會式迄ノ各人ハ能力未加入ノ後、黨員ニ加盟勸誘ヲ  
努力スルコト

五、流言蜚語ヲ絶對ニ謹ムコト

六、基本金トシテ、(正)月未ヨリ各人ヨリ會費以外ニ金壹円  
ヲ塚出スルコト

七、信實一般、大家ニ對シテハ絶對ニ反對ノ行為又ハ態度

ヲ執ニサルコト

八、加盟一目的ハ、労働條件ノ維持改善ナル云々直ニ、(各)所志ニ  
ヨリ闘争的行為ニ出ツルモノニアラサルコト

九、(正)月未ヨリ加盟シテ會社制ヲ安心セシムルコト  
可、此際加盟スルニ際シテ、日初見の態度ヲ持シ居レル後、業  
員ニ對シテハ發會式後ハ絶對ニ加入セシメサルコト

二、支部ノ維持費トシテ、支部ニ納入(二十五錢)スル外ニ、十錢  
ヲ支出シ、毎月四十五錢ヲ會費ニ充テルコト

三、支部設置ノコト  
但シ支部ニハ娛樂機關ヲ設置シ、支部員ノ為メニ、(各)所志  
公開シ、恊意見交換ノ目的トシテ印刷物發行ヲ行フ  
コト

四、(各)所志ノ決議其他一切ノ出来事ニ對シテハ他ノ絶對ニ漏  
洩セサルコト

五、今後運動ニ對シテ志摩村ヲ絶對ニ尊重スルコト

六、同盟員ノ出来事ニ對シテハ個人主義ヲ排シ、全所責任  
ヲ自覺シ、其面ニ当ルコト